

令和3年3月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和3年3月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和3年3月29日(月)午後1時30分から午後4時02分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 19人

1番 青木 秀夫	2番 中條 幸雄
3番 竹島 敏博	4番 百瀬 道雄
5番 中川 敦	7番 小林 弘也
8番 河西 穂高	9番 丸山 茂実
11番 窪田 英明	12番 塩原 忠
13番 田中 悦郎	14番 柳澤 元吉
15番 長谷川直史	16番 河野 徹
17番 濱 博	18番 前田 隆之
19番 橋本 実嗣	24番 二村 喜子
25番 上條信太郎	

4 欠席農業委員 6人

6番 金子 文彦	10番 岩垂 治
21番 波多腰哲郎	22番 三村 晴夫
23番 塩野崎道子	26番 堀口 崇

5 出席推進委員 7人

推1番 大月 國晴	推3番 大澤 好市
推5番 太田 辰男	推11番 上條 一利
推13番 上條 信	推14番 丸山 寛実
推17番 森田 大樹	

6 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件..... (議案第214号~第222号)
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件..... (議案第223号~第230号)
- ウ 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請承認の件..... (議案第231号)
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件..... (議案第232号~第234号)
- オ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件..... (議案第235号)
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
..... (議案第236号~第242号)
- キ 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件 (議案第243号)

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- キ 令和2年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和3年度松本市農林業関係予算について
- イ 令和2年度第4回農業経営改善計画の審査結果について
- ウ 令和2年度家族経営協定締結状況について
- エ 松本市人・農地プラン実質化の取組結果について
- オ 令和2年度農業者年金加入推進結果について
- カ 令和3年度松本市農業委員会関係予算について
- キ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 査	中野 雅年
		〃	主 事	保科 黄
		〃	主 事	大島のぞみ
		〃	事 務 員	増澤 千尋
		農 林 部 長		林 浩史
		農 政 課	課 長	長谷川雅倫
		〃	係 長	東山 睦子
		〃	主 任	羽入田未咲
		〃	主 事	宇治 樹
		耕地林務課	課 長	岩田 公晴
		〃 木材利用推進担当課	課 長	勝山 隆浩
		西部農林課	課 長	矢田 長智
		〃	主 査	辻 茂希

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 24番 二村 喜子 委員
- 25番 上條信太郎 委員

14 会議の概要  
議 長

それでは、議事に入ります。

農林部長、それから部の課長さんがお見えですので、次第にかかわらず、まずその他農業委員会業務に関する事項の報告事項ア、令和3年度松本市農林業関係予算についてを優先で進めます。

資料は、別冊の単独資料となっておりますので、お手元にご準備ください。

まず、林部長から令和3年度に向けた農林部関係の組織改編に係る説明をいただきます。

なお、質疑、討議は予算説明全て終了した後をお願いいたしますので、了承をお願いいたします。

それでは、林部長さん、お願いします。

林（農林部）

お手元の資料の1ページからでございます。

初めに、松本市の組織の見直しについてご説明いたします。

今回の見直しの趣旨でございますが、市長公約の実現に向け、これからの時代にふさわしい施策を計画し、市民目線に立った行政サービスを提供するための見直しでございます。

未来への投資という経営的な視点で行政の最適化を模索した結果が、今年度、令和3年度からの見直しでございます。

資料の1ページをご覧ください。

今回のポイントでございますが、市庁舎の建設や行政のデジタル化、そしてお城の町並みやアルプスリゾートを推進する総合戦略局の新設、総合戦略局は上から2つ目、議会事務局の下にございます。

地域づくりの充実と男女共生、移住推進などを担う住民自治局、総合戦略局の下にございます住民自治局、住民自治局の新設でございます。

また、中核市の関係ございまして、松本市保健所の新設など、幾つかの大幅な見直しがございます。

保健所は、大分下のほうになりますが、お分かりでしょうか。下から2つ目の固まりくらいですかね。松本市保健所。保健所の下に保健総務課、健康づくり課、保健予防課、食品・生活衛生課といった形になっております。

次に、私ども農林部に関係する部分でございますが、資料は2ページでございます。

先ほどちょっと挨拶で触れましたが、まず産業振興部を新設しております。本市の基幹産業でございます農業、商業、工業のさらなる振興を図るため、農林部の農政部門、耕地部門と商工観光部の商工部門、労政部門を統合いたしまして、産業振興部として改編しております。農業、商業、工業の連携をこれまで以上に強化し、相乗効果を発揮することで、ICT化や6次産業化も含めまして、農業の振興を推進してまいります。

続きまして、環境部を改編しております。市域の80%以上を占める森林は、環境に与える影響や再生可能エネルギー創出の取組に大変重要であり

ますことから、持続可能な森林の保全整備、利活用を推進していくため、農林部から林務部門を環境部に移管し、森林環境課を新設いたします。この新課長が勝山課長になります。

さらに、中核市移行に伴い、一般廃棄物と産業廃棄物の事務に一元的に対応する廃棄物対策課を新設することと併せまして、環境部の名称を環境エネルギー部に変更しております。2ページの環境エネルギー部が一番上にありまして、右の課としては上から3番目に森林環境課がございます。これまでの耕地林務課の林務部門、それから西部農林課の林務部門がこちらでございまして、事務室の場所は梓川支所になります。

それから、その下、産業振興部、一番上は商工課になっていますが、その下に農政課、耕地課がございます。農政課は、これまでの農政課がそのままこの部に入りまして、耕地課につきましては、これまでの耕地林務課のうち耕地の部分、管理担当と土地改良担当といったこととございます。

4ページに産業振興部の説明、5ページ下段に環境エネルギー部の説明がございます。今若干触れましたが、現行と改正後で分かるようになっておりますので、また参考にご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長

続きまして、農政課、耕地林務課、西部農林課の順に4人の課長の皆様から新年度予算の特徴的なものについてのご説明をお願いいたします。

初めに、長谷川課長さん、お願いします。

長谷川（農政課）

農政課長の長谷川雅倫と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、着席で説明をいたします。

それでは、資料の6ページをご覧ください。

令和3年度の予算でございますけれども、まず1番目の松本市全体の一般会計の予算につきましては、1,011億6,000万円ということになります。そのうち農林水産業費に関わる部分は、令和2年の6月補正の予算額と比較いたしますと、約4億2,000万円増の29億8,121万円ということになっております。一般会計に占める割合は2.9%でございます。

それでは、農政課所管の主な予算についてご説明いたします。

まず、1の農業費、(2)の農業総務費でございます。

2つ目の白丸、農畜産物マーケティング推進事業費です。

アのブランド化推進事業、こちらにつきましては、これまで野菜、果物などの機能性などに注目をして取り組んできた事業でございますが、事業全体の見直しを行っております。

上から2つ目の黒ポツ、有機JAS取得支援補助金、それからその下の専門家招へい・研究支援補助金ということで、それぞれ新たな事業を計上してございます。どちらも特に積極的に取り組む農業者へ様々な支援をして、農産物の差異化を図る、また高品質化を図るなどして、ブランド化を進めていくということを狙った事業でございます。

次に、その下、イ、農畜産物販路拡大支援事業でございます。

上から4つ目の黒ポツ、バイヤー招聘という事業でございますけれども、こちらは首都圏などのこだわりのスーパーですとかホテル、飲食店の仕入れの担当者を産地であります松本にお呼びをして、産地の状況、それから生産者との意見交換などを行う中で、新たな流通を生み出せればということと取り組むものでございます。

その下、ウ、地産地消・食育推進事業です。

黒ポツの子ども・若者農業体験支援事業補助金でございますけれども、こちらはこれまでの地産地消・食育推進事業補助金の名称を変更いたしまして、農産物の生産や加工体験を通して子供、若者に農業への理解を深めていただくという事業でございます。新たに花を対象品目と加えるような形で事業を行うものです。

それから、今までこちらの項目にありました家族団らん手作り料理を楽しむ日推進事業費につきましては、事業の見直しということで、皆減となっております。

また、先ほど会長のご挨拶にもありました松本農林業まつりにつきましては、令和2年度は新型コロナの影響で中止をしておりましたが、令和3年度につきましても、これまでと同じようなやり方でお祭りができるかどうかという検討をする中で、大幅な見直しが必要ではないかということになっておまして、先日も事務局が集まり、今後の農林業まつりの開催の仕方などについて検討を始めたところでございますので、令和3年度は現時点では予算のほうは計上してございません。

次に、7ページをお願いいたします。

(3)の農業構造改善事業費、上から3つ目の農用地高度利用流動化事業費でございます。

1つ目の黒ポツ、土地利用型経営規模拡大奨励金でございますけれども、これまで認定農業者が農地の利用権を設定した場合に、10アール当たり3,000円という補助金を交付してまいりましたけれども、今後3年間かけて再認定の部分につきましては廃止をしていく方向で見直しをしております。一方で、新規の部分につきましては、単価をこれまでの3,000円から6,000円に増額をいたしまして、いずれにしても、新規の土地の貸し借りを進めていくということでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

2の農業改良費、(1)普通作費でございます。

上から2つ目の白丸、農産物生産振興対策事業費、1つ目の黒ポツ、松本波田道路関係地区農業生産振興事業補助金でございます。こちらは、松本波田道路の事業化によりまして、農地の影響を受ける認定農業者の皆さんの経営継続のために、必要な機械や農機具格納庫の建設等への補助を行うものでございます。

その下の黒ポツ、収入保険加入支援事業補助金でございます。こちらは、先ほど会長ご挨拶にありましたように、令和2年度農業委員会の皆さんからの意見書を反映させた事業でございます。収入保険加入に当たりまして、

掛金の一部を補助することによりまして、松本で農業をやることへの安心感につなげるですとか、若い人、また新規就農者の農業にチャレンジをする後押しということで、収入保険加入初年度は80%、また2年目以降は30%ということで、新規加入から5年間の支援を行うものでございます。農政課の関係は以上でございます。

議長 続きまして、岩田課長さん、お願いします。

岩田（耕地林務課） 耕地林務課長の岩田公晴と申します。よろしく申し上げます。

着座にて失礼します。

資料の8ページとなります。

一番上、(4)林業費の最初の白丸、農林業有害鳥獣対策事業費ですが、農林業への有害鳥獣からの被害を減少させるための個体数調整の費用を主として、西部農林課の分を含めた予算額は2,612万円で、2年度に比べて45万円の増となっております。

3つ目の白丸、松枯れ対策事業費につきましては、農業委員さんの皆様からもご意見をいただいているところですが、4つ目の黒ポツ、工事請負費として、主に主要道路沿線のライフライン対策として松枯れ危険木の撤去費用の拡充を図っております。

続きまして、9ページをご覧ください。

中段、3、耕地事業費、(1)農地費の最初の白丸、多面的機能支払交付金事業費は、耕作放棄地の防止や農地の多面的機能のために地元が行う草刈り、植栽等の地域共同活動に対し補助するものですが、西部農林課分を含めた予算総額は2億9,572万円で、2年度に比べて534万円の増となっております。トータル活動組織数48団体、活動実施予定面積は4,195ヘクタールです。

続いて、下の白丸、県営土地改良事業費について説明します。これは、県が実施する老朽化した農業用排水路等の施設改修費用を負担するものです。事業箇所は記載のとおり、耕地林務課分、ア、畑地帯総合整備事業として、古池原の畑かんがい施設整備、イ、農村地域防災減災事業として、田溝池の堤体改修と今村堰の頭首工等整備になります。西部農林課分は、ア、かんがい排水事業として、新村堰の用水路補修等、イ、畑地総合整備事業として、中下原平林及び中信平左岸の畑かんがい施設や農道などの整備を行う予定です。

それぞれの予算額は記載のとおりですが、全体で6,956万円とし、令和2年度と比較し8,574万円の減となっております。

私からの説明は以上です。

議長 続きまして、勝山課長さん、お願いします。

勝山（耕地林務課） 木材利用推進担当課長、勝山隆浩と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、引き続き説明させていただきます。

8ページご覧ください。

上から4つ目の白丸です。カラマツ材販路拡大事業です。

1つ目の黒ポツ、市有林整備事業委託料ということで、こちら、何かと申し上げますと、市有林のカラマツ、植えてから60から80年ぐらいたっているんですけども、本格的に使う時期がきているということで、これを切って売るといった事業になります。令和2年度の6月補正予算でも計上したんですけども、新型コロナウイルスの関係で搬出ができず、見送っております。改めて3年度から実施してまいります。こちらのほうは、今後、毎年度行っていきたいと。それぞれの地区で行っていきたいと考えております。

これに伴って、切って、使って、植えてというサイクルをしていきたいんですけども、なるべくそのカラマツ材を地元で使っていただきたいということで、ここには記載してございませんけれども、カラマツ住宅の補助制度を設けてございます。今まで使った金額に応じて10万円だったんですけど、3年度からは使った量に応じて10万円から30万円ということで、幅を持たせて補助をしていく予定です。

続いて、その下の白丸です。森林経営管理制度推進事業費ということで、こちらのほうは対象となるものが私有林の人工林です。国が新たに創設した事業ですけども、私有林、人工林の所有者に今後の管理方法をお尋ねして、市に任せたいとか、あと森林組合さんとか林業事業体に任せたいといったような意向を確認して、経営管理権を設定して、所有者に代わって管理をしていくという制度なんですけれども、今のところ、その所有者の皆様方に意向調査をするという予定で、おおむね10から15年かけて市内全域行う予定です。2年度については、波田地区を行っております。本年度、3年度については、奈川地区ということで予定をしております。

こちら、その所有者の特定というのなかなか難しく、今、地籍調査が済んでいる箇所を優先的に進めております。今後やっていく中で、またよりよい方法が見つかれば、少しペースを速められるかなとは考えていますけれども、いずれにしましても、こちらのほうも毎年度行っていくといった事業になります。

私からは以上です。

議長 最後に、西部農林課の矢田課長さん、お願いします。

矢田（西部農林課） 西部農林課長、矢田長智と申します。

それでは、着座にて説明します。

それでは、続きまして西部農林課分をご説明を申し上げます。

ただいま長谷川農政課長、岩田耕地林務課長のほうから西部農林課分も含めてご説明をいたしました。西部農林課が所管をいたします特徴的なものにつきまして、私のほうからご説明をいたします。

お手元の資料のほう、9ページをご覧ください。

一番上、(2)園芸費、最初の白丸、そ菜花き振興費、黒ポツ、強い農業・担い手づくり総合支援交付金6億3,424万円でございます。こちらは、JA松本ハイランドが事業主体となりまして、平成10年供用開始の波田すいか共選所の選果設備の更新に対する補助金でございます。こちら、それぞれ国、JA、市村の負担割合は記載のとおりでございます。

なお、出荷者が松本市、山形村の両方にまたがりますことから、市村分の10分の1の負担につきましては、出荷目標割合により負担をするものでございます。松本市分といたしまして75.6%を補助するものでございます。

なお、先ほど組織表の見直しについて林部長のほうから説明がございましたけれども、本年度末をもちまして西部農林課は解消をすることとなりました。これまでいろいろご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げますところでございます。

説明は以上でございます。

議長 　　ただいま部長、それからまた課長の皆様からそれぞれご説明をいただきましたが、これより質疑を行います。

推進委員の皆様も含めて、発言のある委員は挙手をお願いいたします。  
推進委員の上條委員。

上條信推進委員　　すみません、島立の推進委員の上條と言います。

先ほど農林業まつりの予算がないということでしたが、今検討しているということですが、予算が何もなければ、検討しても何もできないんですが、ああいう形のものはやめるということでよろしいわけでしょうか。

議長 　　長谷川課長。

長谷川(農政課)　　お答えいたします。

農林業まつりにつきまして、令和3年度の当初予算には確かに予算は計上してございません。といいますのも、これまであがたの森公園で実施をしていました農林業まつり、全く同じような形で今後開催することができるかどうか、その辺も含めて検討が必要だということです。

今回、新型コロナの影響で令和2年度、開催を見送ったわけですが、今後のコロナの状況なども踏まえなければいけないですし、開催場所、それから時期、実施内容、そういったことも検討が必要だと考えています。

現在、事務局で検討を開始しましたが、令和3年度中の開催できるかどうかというのは、ちょっと今後の検討の進み具合、それから、いずれにしても、今後、実行委員会もございますので、実行委員の皆さんにもお諮りをしながら内容については決めていくものでございます。

令和3年度予算がないということで、もう農林業まつりはやめるということをご心配いただいているわけですが、決してそういうわけではな

くて、今後、今よりもよりいい形で開催できる、そんなことを目指して、令和3年度はそういう検討の時間というふうにさせていただきたいというものでございます。

以上です。

議長 上條さん、どうですか。  
ほかにどうですか。  
大澤委員さん。

大澤推進委員 四賀の推進委員の大澤でございますが、9ページの畜産業費の四賀有機センター管理費というのがあるんですね。約4,000万円盛っているんですが、有機センターは廃止ということでもって地元でもって説明があったと思うんですが、この4,000万円というのはどういうことでもって計上されているんですか。

議長 長谷川課長。

長谷川（農政課） お答えいたします。

四賀有機センターにつきましては、施設を廃止するという方針で進んでいるところでございますけれども、現在、養鶏業者の皆さんが堆肥の処理をするために施設のほうは稼働を続けておりまして、今後、養鶏業者の皆さんが自ら堆肥を処理する施設を造った上で、廃止ということ調整をしているところです。

大澤推進委員 それは時期はいつからですか。

長谷川（農政課） それは、遅くも令和5年度末をもって受入れは終了をし、その後施設を廃止するというところでございますので、令和3年度につきましては、これまでと同じように鶏ふんを受け入れて、堆肥を製造していくということが必要になります。そのための経費を予算として計上させていただいているものです。

なお、受入れの時期、停止の時期につきましては、少しでも前倒しをできるようにということで、今、関係の業者の皆さんと話をさせていただいているところでございます。

以上です。

議長 大澤さん、いいですか。

大澤推進委員 この有機センターというものは、地元でももうあんまり注目されてない施設なんですよ、はっきり申し上げて。ですから、令和5年ということでもって養鶏業者との間で話がついているかもしれませんが、なるべく早い時期に廃止ということをしてもらえれば、これだけの費用というものをほか

に回すことができるものですから、予算上ですね。その点を考慮して進めていただきたいと思います。

議長 いいですかね、課長。

長谷川（農政課） はい、分かりました。

議長 お願いします。

大澤推進委員 以上です。

議長 二村委員。

二村農業委員 JAあづみで、梓川の二村と申します。お願いします。

西部農林課のことでお聞きしたいんですが、今日もうちから1時間10分ここに来るのにかかりまして、本当に農業の一番の地区だと私は思っているんですが、西部農林課の仕事は全てこちらで今度はやるということになるということなんですかね。すみません。

議長 矢田課長、お願いします。

矢田（西部農林課） お答えいたします。

確かに西部農林課は解消になりまして、それぞれ事務のほうは農政課、耕地課、森林環境課が引き継ぐ形になります。ただ、いきなり全部引き揚げるというわけではありませんでして、梓川支所の中に受付窓口の出先機関といいますか、若干名今のところ残していく予定であります。正確には、農政関係のほうで今のところ約3名、それから耕地関係で3名を当面は現地に残していくという予定であります。そちらのほうで受付等はできるような形をしたいと思いますし、これまでの仕事は100%はちょっとできませんけれども、できるだけご不便かけないような形で受付等、それから施設管理等行っていく予定でございます。

二村農業委員 こちらに来るっていうときは、1回で済むというか、そういう形で向こうでちゃんと受付とかいろいろができて、それで何回もこっちに来ることがないようにぜひお願いしたいなというふうに思います。

議長 いいですかね、そういう今、要望ということで伺いました。ほかにどうですかね、委員の皆様で。河野委員。

河野農業委員 9ページの真ん中のところですが、耕地事業費の中で、多面的機能支払交付金の関係でございますが、平成2年度もそうだったんですが、国の基準

で、受益面積掛ける幾らと、3,000円とか4,000円とかというそういう基準があるわけですが、実際に支払い決定来るのは、その2割以下というような現状だったわけですが、ちょっと幾らか予算が増えています、本年度どういう形でその辺を考えているかお願いしたいと思います。

議長 岩田課長さん、お願いします。

岩田（耕地林務課） 多面的につきましては、皆様の要望と調査によりまして予算要求をしてございます。担当のほうで皆様から出てきた結果、出していただいた資料につきまして、ちょっと精査には時間がかかっておりますけれども、それに対しまして予算をつくっておりますので、皆様の要望にできるだけ応える形で進めていきたいとは思っております。

議長 河野委員さん、いいですね。

河野農業委員 はい。

議長 ありがとうございます。  
前田委員さん。

前田農業委員 林業の環境といいですか、これが随分変わってきてまして、私も非常にびっくりしております。どういうことかといいますと、製材をしてくれるところがほとんどなくなってきています。これ、もうびっくりしました。今年、話しますと、奈川には3か所ばかりひいてくれるところあったものですから、私、持っていったんです。そうしたら、3か所とももう閉鎖して、ありませんでした。

それで、じゃ松本はどうかなと思って、何軒か当たってみていたんですけれども、個人的にもちょっとの量で持っていくようなのをやってくれるところはありませんでした。やむなく私、藪原まで行って来たという、そういうことです。

それで、どうしてそんなことが問題になるかといいますと、私の地区の話をしてみますと、私の地区では、結局共有林でいっぱい、向こうの地区というのは、松本とか安曇のほうですけれども、こちらのほうから全部立ち木といいですか、芝を全部供給地だったんですよね。その供給地がもう管理上、使えんようになったものですから、要らなくなったもので、その芝の、芝といいですか、採っていたところを住民にみんな払い下げた。それで、そのために小さな区画が物すごくたくさんあるわけです。単位で言いますと、何畝という、例えば2畝とか3畝とか、山林で言いますと、もう本当に、もう本当に小さいようなところがもう集落の上のところにも物すごくたくさんあるわけです。ところが、もう集落にいない人がいっぱい増えていきますし、そういう状況にあるものだから、所有者が分からなくなってきたところがかなり私たちの地区でも増えてきています。

それと、あと、じゃ小さく区切られたところで、杉とかカラマツとか、そういうものが植わっているところがいっぱいあるわけですが、それをじゃどうやって利用するかというときに、例えば奈川のように大きな広い面積を例えば昔の村でやって、その木を切り出すというようなときには、例えば石川県に持っていくというようなことが可能なわけですよ。ほぼ全部あれして、売って、そのところへ持っていくというようなことは可能なわけです。ところが、小さな、こういう小さな面積のやつを何かの要素でやっていくというようなことは、製材がもうなくなってしまおうと、全くできないような、そういう状況になってきちゃっているわけです。

だから、かなり本気になって市役所のほうできちんとした調査といいますか、現状というか、それを本気になってやっていただかないと、どうしても今の現状から立ち遅れてしまって、現状に合わないような、そういう方針が出てくる可能性があるんで、そこら辺のところは立ち遅れがないように、ぜひ現状にマッチした政策ができるような方向で、きちんと現場に向いたといいますか、足をきちっと運んで、そういう政策をきちんとやっていっていただきたいなと要望します。

議 長 勝山課長。

勝山（耕地林務課） 所有者の関係なんですけれども、先ほどちょっとお話ししたんですが、意向調査やるときに、地籍調査済んでいる波田地区でも、今回もう何人が分からない方いらっしゃいました。所有者の把握って、とてもやっぱり大変なことだという認識はしております。

それで、今後、その意向調査の結果、「任せたいです」というお答えになった森林というのは、経営が成り立つものと成り立たないものに分類をかけて、なおかつ災害上危険箇所、そうでない箇所というちょっと分類をかけた後に、どういった対策が必要かを確認し、その後、境界確認という作業に入っていきます、市が経営をするという場合は。なので、ちょっと進め方は今後、どのようにやったら一番効率的にいくのかなというのは検討中なんですけれども、当然現場に行くことももちろんなんですけれども、地元で山を持っている皆さん、今現在いらっしゃる方々のご意見を伺いながら、ご意見というか、現状をお聞きしながら進めなくてはならないと思っておりますので、その際には、逆にこちらからお願いに参りますので、よろしく願いいたします。

議 長 前田先生、それじゃ。  
ほかにどうですか。

[ 質問、意見なし ]

議 長 意見がないようですので、これらの報告事項につきましては、ご承知おきをいただきたいと思っております。

この委員会といたしましても、引き続き新たにできる産業振興部と連携を密にいたしまして、農業振興に取り組んでまいりたいと思います。

これで部長、課長の皆様は退席となります。農業委員会にお越しいただき、ありがとうございました。

それでは、次第に沿って、農地に関する事項から議事を進めてまいります。初めに、議案第214号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備をいただきたいと思います。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をしていただきます。

増澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局、増澤でございます。

今月の新規就農者についてご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

別冊資料表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者の方をご紹介します。

まず、1番です。〇〇〇〇さん、住所地は旧市、農地所在地は島立、1畝で、3,700平米を借入れ予定です。収納目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はキュウリと伺っております。農業従事者は本人といとこのお二人です。出荷先は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を予定されています。販売量はキュウリ2万キログラム、販売額は400万円を見込んでいらっしゃいます。島立で6か月間キュウリの栽培を経験されていると伺っています。通作距離は3キロで、車での移動を予定されています。今後は規模拡大を予定しています。議案2ページ、23番に該当いたします。署名は青木農業委員と濱農業委員にいただいております。

2番、〇〇〇さん、住所地、農地所在地ともに四賀です。5筆、2,968平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はソバと伺っております。農業従事者は本人のみの予定です。出荷先はそば店を予定していらっしゃって、販売量はソバ800キログラム、販売額は40万円を見込んでいます。四賀で4年間ソバの栽培を経験されています。通作距離は100メートル、徒歩での移動を予定されています。今後は規模拡大を予定しています。議案4ページの73から75番に該当いたします。署名は金子農業委員からいただいております。本日ご欠席の金子委員から、本人にやる気があって、これから農業を頑張っていきたいということなので、問題ないということでコメントをいただいております。

3番、〇〇〇〇さん、住所地、農地所在地ともに島内です。3筆、3,319平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は水稻です。農業従事者は本人と配偶者の2人と伺っております。出荷先は〇〇で、販売量は米180キログラム、販売額は36万9,000円を見込んでいらっしゃいます。一般農家で技術等を習得されたと聞いております。通作距離は1.2キロ、車での移動を予定されています。今後は現状



いますが、いろいろ大きな機械やなんかは借りたりとかいうようなこともしながら米作をしていきたいということで、問題はないかなというふうに思ったところです。

以上です。

議長

それでは、議案第214号、そしてまた216号につきましては、三村さんの案件でございますので、2つ一緒に進めていただきます。

農政課から議案の説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田（農政課）

お世話になっております。農政課、羽入田です。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料1ページ目をご覧ください。

5 - (1) - ア、農用地利用集積計画の決定の件、まず議案第214号になります。

合計のみ申し上げますので、30ページ目をご覧ください。

合計、一般、筆数345筆、貸付け191人、借入れ116人、面積52万5,111.5平米。

経営移譲、筆数48筆、貸付け5人、借入れ5人、面積2万3,061.95平米。

利用権の移転、筆数11筆、貸付け4人、借入れ1人、面積1万2,866平米。

所有権の移転、筆数15筆、貸付け6人、借入れ3人、面積2万1,163平米。

第18条2項6号関係、筆数17筆、貸付け12人、借入れ6人、面積2万6,854平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数223筆、貸付け151人、借入れ1人、面積39万6,715.14平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数213筆、貸付け1人、借入れ92人、面積38万1,371.14平米。

合計、筆数872筆、貸付け370人、借入れ224人、面積138万7,142.73平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数299筆、面積53万7,768平米、集積率は56.83%です。

議案第214号は以上になります。

続きまして、議案第216号です。

ページは32ページになります。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数11筆、貸付け6人、借入れ1人、面積1万4,613平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第216号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ご意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第 2 1 4 号、それからまた 2 1 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、議案第 2 1 5 号について上程をいたしますが、本件は私に関する案件でありますので、農業委員会法 3 1 条の規定によりまして、私は議事に参加できません。退室をさせていただきます。  
議事の進行は会長代理からお願いいたします。

( 小林農業委員 退席 )

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。  
まず、議案について、農政課から説明をお願いいたします。  
羽入田主任。

羽入田 ( 農政課 ) 続きまして、議案第 2 1 5 号です。  
資料 3 1 ページをご覧ください。  
合計のみ申し上げます。  
合計、一般、筆数 2 筆、貸付け 2 人、借入れ 2 人、面積 3 , 5 7 2 平米。  
中間管理権の設定 ( 一括方式機構配分関係 )、筆数 4 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積 4 , 8 6 4 平米。  
合計、筆数 6 筆、貸付け 3 人、借入れ 3 人、面積 8 , 4 3 6 平米。  
上記の利用権設定のうち、一般分の認定農業者への集積率は 4 0 . 5 1 %、一括方式機構配分関係の認定農業者への集積率は 1 0 0 % です。  
議案第 2 1 5 号は以上となります。

田中会長代理 ただいまの説明に対して委員の皆さんから質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

田中会長代理           ご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第215号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

田中会長代理           ありがとうございました。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

( 小林農業委員 入室 )

田中会長代理           議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に交代いたしまして、議事の進行を引き続きお願いいたします。

議 長                   続きまして、議案第217号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、橋本委員には退室をお願いいたします。

( 橋本農業委員 退席 )

議 長                   それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
羽入田主任。

羽入田（農政課）      続きまして、議案第217号です。  
大変申し訳ございませんが、事前にお配りした議案の下限面積に誤りがありましたので、本日お手元に差し替え版のA3、1枚の用紙をお配りさせていただきました。こちらをご覧ください。  
では、合計のみ申し上げます。  
合計、筆数2筆、貸付け2人、借入れ1人、面積2,285平米。  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率はゼロ%です。  
議案第217号は以上になります。

議 長                   ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長                   意見がないようですので、集約をいたします。  
議案第217号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております橋本委員の入室を許可をいたします。

( 橋本農業委員 入室 )

議 長 続きまして、議案 2 1 8 号 農地利用集積計画決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、3 1 条の規定により、濱委員には退室をお願いをいたします

( 濱農業委員 退席 )

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
羽入田主任。

羽入田 ( 農政課 ) 続きまして、議案第 2 1 8 号です。  
別冊資料 3 3 ページをご覧ください。  
合計のみ申し上げます。  
合計、筆数 1 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積 3 , 5 8 1 平米です。  
議案第 2 1 8 号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 意見がないようです。  
集約をいたします。  
議案第 2 1 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております濱委員の入室を許可いたします。

( 濱農業委員 入室 )

議 長 続きまして、議案第 2 1 9 号についてを上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、3 1 条の規定により、柳澤委員には退室をお願いいたします。

( 柳澤農業委員 退席 )

議 長 それでは、農政課から説明をお願いをいたします。  
羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、議案第219号です。  
合計のみ申し上げます。  
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,559平米  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%になります。  
議案第219号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第219号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております柳澤委員の入室を許可をいたします。

( 柳澤農業委員 入室 )

議 長 続きまして、議案220号 農地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、委員会法31条の規定によりまして、百瀬委員には退室をお願いいたします。

( 百瀬農業委員 退席 )

議 長 それでは、農政課から説明をお願いをいたします。  
羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、議案第220号です。  
合計のみ申し上げます。  
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,041平米  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率はゼロ%になります。  
議案第220号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第 220 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退席をしております百瀬委員の入室を許可いたします。

( 百瀬農業委員 入室 )

議長 続きまして、議案第 221 号 農地利用集積計画決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、農業委員会法 31 条の規定によりまして、田中委員には退室をお願いいたします。

( 田中農業委員 退席 )

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
羽入田主任。

羽入田 ( 農政課 ) 続きまして、議案第 221 号です。  
資料 34 ページをご覧ください。  
合計のみ申し上げます。  
合計、筆数 2 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積 6,879 平米  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は 100% です。  
議案第 221 号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。  
議案第 221 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
退室をしております田中委員の入室を許可をいたします。

( 田中農業委員 入室 )

議 長 続きまして、議案第 2 2 2 号 農地利用集積計画決定の件についてであります  
ますが、本件も委員に関する案件になりますので、農業委員会法 3 1 条の  
規定により、丸山茂実委員には退室をお願いをいたします。

( 丸山(茂)農業委員 退席 )

議 長 それでは、農政課から説明をお願いをいたします。  
羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、議案第 2 2 2 号です。  
合計のみ申し上げます。  
合計、筆数 2 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積 2 , 5 8 2 平米  
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は 1 0 0 % です。  
議案第 2 2 2 号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発  
言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 意見がないようですので、集約をいたします。  
議案第 2 2 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の  
皆様の挙手をお願いをいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております丸山茂実委員の入室を許可をいたします。

( 丸山(茂)農業委員 入室 )

議 長 続きまして、議案第 2 2 3 号から 2 3 0 号 農地法第 3 条の規定による許  
可申請許可の件、8 件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事

農業委員会事務局の保科です。着座にて失礼します。よろしくお願ひします。

それでは、総会資料1ページをご覧ください。

議案第223号、蟻ヶ崎 - 、現況、台帳地目ともに畑、967  
平米を さんから さんが農業経営規模拡大のため、売買に  
より所有権移転を行うものです。よろしくお願ひします。

続きまして、議案第224号、蟻ヶ崎 - 、現況、台帳地目と  
もに畑、402平米を さんから さんへ農業経営規模拡大の  
ため、売買により所有権移転を行うものです。

続きまして、議案第225号、蟻ヶ崎 - 、現況、台帳地目と  
もに畑、478平米を さんから売買により さんへ農業経営  
規模拡大のため所有権を移転するものです。

続きまして、議案番号226号、島内 - 、現況地目、畑、台帳  
地目、田、558平米を さんから さんへ売買により、農  
地保全のため所有権を移転するものです。 さんは安曇野市で1万8,  
157平米を耕作していますが、松本市では耕作面積はありませんので、  
新規就農届を提出していただきました。自家消費中心でこの土地で野菜を  
栽培することです。新規就農届の署名は河野農業委員にいただいております。

続きまして、議案第227号、島内 - 、現況、台帳地目ともに田、6  
67平米外2筆、合計1,852平米を農地保全のため、 さんか  
ら さんへ贈与により所有権移転を行うものです。

続きまして、ページめくりまして2ページ、議案第228号、新村です。  
新村の - 、現況地目、畑、台帳地目、田、外1筆、合計373  
平米を農地保全のため、 さんから さんに売買により所有  
権移転をするものです。

続きまして、議案第229号、五常の - 、台帳、地目ともに畑、  
56平米を農地保全のため、 さんから さんへ売買により  
所有権移転を行うものです。

続きまして、議案第230号、波田の - 、現況地目、畑、台  
帳地目、畑、557平米を農業経営を継続するため、 さんから  
 さんへ売買により所有権移転をするものです。賃貸住宅建築のための  
代替地として取得することです。

以上になります。よろしくお願ひします。

議 長

それでは、初めに議案223号について、地元の委員の意見をお願いいた  
します。蟻ヶ崎でありますので、青木委員さん、お願ひします。

青木農業委員

先にちょっと224と225、これ、3つつながっておりますんで、一緒

にご説明させていただいてよろしいですかね。

議長 はい、お願いします。

青木農業委員 場所的には、 の をずっと上がっていきますと、あそこに水道の上のほうに がございますが、そこから少し入った辺りのところなんですけど、実はこの さん、今までサラリーマンやっていた方なんですけれども、どういうわけか私が息が合ったというか、 って聞いたことある方いるかもしれませんが、私は で、この会社は でございまして、そういう意味で少し話が弾みまして、少しこんな農業の関係についてはどんな気持ちでやるかと言ったら、百姓がやっぱり好きなんだそうです。この土地、実は3段になっておりまして、実は遊休荒廃地、ニセアカシアがいっぱい生えていたりして、実は大変な苦勞して伐採をして、やっと作物が作れるような状態になったというお話を伺いました。それでも何とかひとつここで頑張るということ、大変私も感心をして、お話を伺い、ここの土地を見てまいりましたんですが、これ、3人のところが1段、2段、3段と段々になっているところで、3人の所有者の方から買うということになったということですが、水が全然ないところで、山間地でございますので、作物について、いろいろ私も相談を受けましたんですが、取りあえずジャガイモの系統をたくさんいろいろ作って、とにかく頑張るということ、意思を確認してきましたので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま青木さんのお話にもありましたが、本来なら一つずつやっていくわけですが、いろいろ連携、つながっているというふうなことの中で、223、224、225を委員の皆様で協議をお願いしたいと思います。本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。議案第223号、224号、225号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。続いて、226号、島内にありますので、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 226号、 というので、 から下りてきて、 と交わるすぐ南の辺りになりますが、 の を とい

うか、それが建たっているところの北側になります。

これ、　　さん自身は、先ほど事務局から説明ありましたように、1町8反くらいリンゴを中心に耕作をしている方です。それで、後継ぎは向こうで、三郷のほうでやるわけですが、次男は今回、3条で提出された土地の農地のすぐ隣接のところへ家を建てると。今までも忙しいときはリンゴの収穫とかお手伝いをしていたというようなことで、実際に　　さんはお母さんですので、親子でそここのところを耕作をしていくと。実際には、　　さんから買った宅地の部分に接続した農地になりますので、一体で利用するという言い方はおかしいですが、畑として利用したいということでございます。

それで、ページめくったところに、これは3ページですか。新規就農届ということで載せてありますけれども、いろいろ相談を受けている中で、これは問題ない、やむを得ないなということで意見書を出させていただきました。

以上です。

議　　長　　ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議　　長　　ご意見がないようですので、集約いたします。  
議案第226号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議　　長　　ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。  
続いて、227も島内でございますので、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員　　小宮地籍、　　の横をちょっと入ったところの農地でございます。三筆になっておりまして、もう耕作して田んぼにするようなあんばいになっていましたが、　　さんはもう年で、やめたいと。　　さんはまだ若いですが、　　さんは51歳、縁戚関係でございますので、贈与というようなことで、今回3条の申請になったものです。  
以上です。

議　　長　　ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
集約いたします。  
議案第227号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。  
続きまして、228番でございますが、新村であります。柳澤委員さん、お願いたします。

柳澤農業委員 228番、新村の の というのか、 の前の道を挟んだ南側の場所、近くに があったり、北に があったりしていると。非常に住宅地になります。その中にぽつんと残った農地として、そこへ入っていくには、今回申請あります さんのお宅の庭を通っていかないと行けなくて、入っていけないような土地で、 さんの土地になるわけですが、住所、埼玉県に住んでおられまして、こちらのほうで農業をやるつもりはないということで、 さんに買ってこないかという願があったとの経過だそうです。

そういうことで、このままですと、もう荒廃地、荒廃化される土地ですので、 さんが購入されて利用されるということで、農地の保全になるということで、いいんじゃないかと考えております。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
集約をいたします。  
議案第228号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することといたしました。  
続きまして、229号でございますが、本日金子委員さんが欠席でございますので、事務局がお話を伺っているということでありますので、事務局、お願いたします。

保科主事 場所ですが、 を北に進んでいったところで、近くには  
の や の があるところになります。金子農業委員のほうからは問題ないということでお話を伺っております。よろしくをお願いします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第 2 2 9 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。  
続きまして、230号、波田であります。今日は波多腰さんが欠席でございます。森田推進委員さん、お願いします。

森田推進委員 場所ですが、 と の の 南という、  
昔、 という がありました。その南側です。昔は と  
いうことでしたが、今は住宅団地になりつつありまして、ここで農業をやるには、ちょっとやりづらくなるかなと思いますが、別段問題は  
ありません。よろしくをお願いします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第 2 3 0 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。  
続きまして、議案 2 3 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件。  
1 件及び関連がありますので、議案 2 3 4 号 農地法第 5 条の規定による

許可申請の件の1件についてを併せて上程をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

大島主事。

大島主事

それでは、議案書4ページをご覧ください。

議案第231号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請承認の件について説明いたします。

こちらは、  
さんが  
をする目的で平成21年8月18日に許可  
を受けた中川  
- 外8筆、合計3,469.72平米に  
が太陽光発電施設を設置するため、計画変更を  
するものです。

さんは、許可後、申請地に  
し、管理を行っていましたが、  
から太陽光発電施設を設置したいとの提案を  
受け、今回の計画変更に至りました。

許可後、転用行為を行っているものになりますが、  
の  
や、次  
に説明する議案第234号のとおり、規模の大きな転用であることを鑑み  
まして、5条の申請とともに計画変更を申請していただいたものになって  
おります。

続きまして、変更後の計画について説明いたします。

5ページをご覧ください。

議案第234号、中川  
- 、現況地目、田、52平米外24筆、  
合計1万1,738.72平米に  
が太  
陽光発電設備を新設する計画です。先ほどの231号の9筆を含んでおり  
ます。

6ページ目に別紙として申請地一覧も記載しておりますので、参考として  
ご覧ください。

皆さんのほうにお配りしている現地のお写真では、今回申請するに当たっ  
て、現地の抜根、木の伐採だとか、抜根だとか、あと草刈り等行っている  
ため、きれいな状態にはなっているんですけども、現地については、現  
状、耕作者がおらず、耕作放棄地になっている状況です。今年の農地パト  
ロールでも、耕作放棄地の原野としての判定がされている土地もございま  
す。

農地区分については、第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では  
計画が実行できず、資金計画や被害防除措置等各要件を満たしており、周  
辺住民の理解も得られていることから、許可相当と判断しました。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

この案件につきましては、本日金子委員さんが欠席であります。

大島主事

ご意見をいただいているので、それを。

議 長

大島さん、お願いします。

大島主事 場所については、 を北上していきまして、山の中に入っ  
ていきまして、 や の境辺りにある農地になっております。金子  
委員さんからは、近隣住民も設置について了解をしており、現地につい  
ても特段問題はないですということでご意見を頂戴しております。  
以上です。

議 長 ちょっと規模が大きいもんですから、大澤委員さん、何かありますか、  
これについて。

大澤推進委員 今、金子委員のほうからそういう話があったというのは、そのとおりで  
ございます。別に差し障りとなるような建物もございませんし、原野み  
たいなもんですから、よろしいんじゃないかと思えます。

議 長 ありがとうございます。  
続きまして、現地調査をしていただきました窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 今、事務局や大澤委員さんからも話がありましたけれども、ちょっと私も  
四賀地区の地勢っていうのはあまりよく熟知してないんですが、多分四賀  
地区の中心街、 の ですか、その辺からは最も遠  
い場所ではないのかなというふうに思って現地を見てきました。

今話がありましたとおり、1万1,738平米ということで、大変広い土  
地ですけれども、地図を見ていただきますと、手前が北側、向こう側が南  
側であります。南側には家も何軒か見られましたけれども、住んでいる  
方は1軒だけということでありました。

また、この写真で見ると、あまりはっきりしませんけれども、若干右から  
左側へ傾斜しています。また、手前から奥へ傾斜しているところでありま  
して、そんなような場所ですので、周りの農地ですとか自然に与える影響  
は少ないと思われまます。今後、農地としての利用は難しいというふう  
に考えられますので、やむを得ないというふうに判断をしてきましたので、  
よろしく願いいたします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い  
いたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第231号及び234号について、原案のとおり承認することに賛成  
の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[ 多数挙手 ]

議長 賛成多数ということでございまして、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、232号から234号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、3件のうち、先ほど審議をいただきました234号を除く2件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

大島主事。

大島主事

それでは、議案書5ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件について説明いたします。

議案第232号、新村 - 、登記地目、畑、現況、宅地、15平米を新村にお住まいの - さんが農家住宅として転用するものです。申請地は既に住宅敷地として農地とは認識せずに使用をしていたものです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。また、令和3年3月3日に農振除外済みです。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第233号、神林 - 、登記地目、原野、現況、畑、26平米に宮淵の - が住宅に付随する駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できず、また既存施設の2分の1を超えない拡張であるため、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、初めに議案第232号について、地元委員の意見ををお願いいたします。

新村でありますので、柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員

それでは、232号、ちょっと写真をご覧くださいいただければと思います。住宅地で住宅が建たっておりまして、そこに15平米のしるしがあるわけですが、平成4年にこの住宅は建てられたということで、そのときにそれぞれ土地家屋調査士なりが手続を取ったわけですが、ちょっと見落としがありまして、このところだけが農地として残っていたという内容ということで、そういうことで、別に問題ない、やむを得ない内容かと見てまいりました。お願いいたします。

議長

現地確認をしていただきました窪田さん、長谷川さん。長谷川さん、お願いします。

長谷川農業委員 全く同じで、問題ないと思います。  
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第 2 3 2 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、2 3 3 番、神林でありますので、塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 これも住宅に囲まれたちょっとした原野、畑ですので、問題ないと思います。

議 長 現地確認をしていただきました長谷川さん、お願いします。

長谷川農業委員 さんという人が会社に中古住宅を売られたみたいで、その不動産屋さんの、その住宅の庭に農地がちょっと残っていたところですので、全然問題ないと思います。  
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第 2 3 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ということでございますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、235号 贈与税の納税猶予の適格者証明承認願の件、1件についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

それでは、総会資料7ページをご覧ください。

贈与税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。

議案第235号、寿北8丁目にお住まいの さんが寿北 - 、2,001平米外11筆、合計1万4,225平米について適格者の承認を受けるものです。これに関しましては、前回の3条によって贈与された土地になります。よろしく申し上げます。

議 長

235号について、地元委員の意見をお願いをいたします。河西委員さん、申し上げます。

河西農業委員

先月贈与された土地です。現地見てきました。いずれの農地も、春作に向け着々と準備は進められていました。しっかりと耕作していると思います。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議 長

意見がないようですので、集約をいたします。

議案235号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手をお願いをいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、236から242号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、7件についてを上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事

それでは、ページおめくりいただきまして、8ページからになります。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

申し訳ありません。初めに訂正をお願いします。

ページめくっていただきまして、10ページ、議案第242号の筆合計が「4筆」となっておりますが、正しくは「3筆」です。申し訳ありませんでした。訂正をお願いします。

戻りまして、説明させていただきます。

議案番号236号、蟻ヶ崎2丁目にお住まいの さんが蟻ヶ崎 -  
、70平米外5筆、合計2,608平米について承認を受ける  
ものです。

議案第237号、城山にお住まいの さんが蟻ヶ崎 丁目 -  
外4筆、合計6,196平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第238号、井川城3丁目にお住まいの さんが  
井川城 - 外3筆、合計2,158平米について承認を受け  
るものです。

議案第239号、高宮中にお住まいの さんが高宮中 - 外  
1筆、合計1,049.86平米について承認を受けるものです。

続きまして、245号、島立にお住まいの さんが島立 -  
外1筆、合計6,301平米について承認を受けるものです。併せて、  
特定貸付を行っている旨の証明願について、同じく島立 - 外1  
筆、合計6,301平米について承認を受けるものです。

ページめくっていただきまして、議案241号、岡田町にお住まいの  
さんが岡田町 - 外3筆、合計7,059平米について承認を  
受けるものです。

続きまして、議案番号242号、岡田町にお住まいの さんが原  
- 外2筆、合計2,463平米について承認を受けるものです。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件でございますが、初めに議案236号、蟻ヶ崎でありますので、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 蟻ヶ崎の4丁目からずっとここに6筆ありますが、場所は皆さんご存じかと思いますが、 の がありますが、あそこの道路の反対側のところに青いフェンスがずっと張ってありまして、その西側、ずっと果樹園、リンゴの畑になっておりまして、このところお会いしました。

さんと見ておりましたんですが、きれいに下のほうも整地され、継続してずっと取り組んでおりますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。

集約をいたします。

議案第236号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きましても城山であります。青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 城山の さんという方、年齢的には70を越している方なんです、  
場所的には城山の の上に がずっとあるんですが、その の上  
のところから畑が段々ここにずっとあります。5つ分かれているんです  
が、山の傾斜に沿って畑がありまして、この さんが、女性の方なんです  
が、トラクターは持っているわ、耕運機は持っているわで、ビーバーを  
持っていて、下の大きいところでリンゴをやって、ブドウ畑やって、その  
上へ上がる畑のところは、車1台しか入れないようなところ、傾斜地のと  
ころをトラクターでごんごんと上がって行って、作業をしているという大  
変な方でして、松本一本ねぎもかなり作っているし、パセリも作ったり、  
野菜を全般的に作っていて、正直なところ、私も見てきてびっくりしたん  
ですが、きれいに一人で一生懸命作業をしていて、全然問題ないと思って  
おりますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたし  
ます。

[ 質問、意見なし ]

議 長 意見がないようです。  
集約いたします。  
議案237号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆  
さんの挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて井川城であります。青木さんお願いします。

青木農業委員 井川城で という があるんですが、ご存じの方いるかもしれませ  
んが、その裏側、北側のところに田んぼ、現況全部田んぼになっており  
ますけれども、登記上で山林とか原野とかちょっと書いてありますが、ち  
よっとここはもうきれいにやっているもんですから、何か登記を変えると  
いうようなことをおっしゃってしまして、この さんとずっと中を見さ  
せてもらいましたんですが、無農薬、田んぼも有機栽培でやっているよう  
でございまして、このところ、最初の頃はかなり米もあんまり採れな  
かったんですけれども、最近は作り方を覚えてきて、割とおいしいお米がで

きているということで、私も近くで、あそこを通るもんですから、時々は見ているので知っておりましたが、きれいに管理してやっていますので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[ 質問、意見なし ]

議長 意見がないようです。

集約をいたします。

議案 238号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。239号も高宮でありますので、青木さん、お願いします。

青木農業委員

ここは高宮で、 から少し入ったところなんですけれども、ご自宅の裏に畑がありまして、そこのところずっと野菜を作られていて、こちらのほうも、もう2回、3回目くらいになるんですが、きれいにやっておりますし、あと田んぼのほうも、ちょっと離れているところなんですけれども、一生懸命やっていて、特に問題ないと思って見てまいりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ご意見がないようです。

集約をいたします。

議案 239号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様方の挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続いて、240号でございます。島立であります。濱委員さん、お願いします。

濱農業委員

さんですが、特定貸付で、今、貸付け継続中で、今年の6月に更新で、次回もまた同じ方に貸し付けるということで、書類が更新されるようです。ここにある期間の3年間、この借りている方、人・農地プランの経営体に入っております。さんという方なのですが、この方に行ってから、ずっと水稲作付でここまで来て、これからは多分転作なしの水稲一本で行くと思います。問題ないと思います。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長

ご意見がないようですので、集約いたします。  
議案240号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、241、岡田でございます。中條委員さん、お願いします。

中條農業委員

241ですが、25日に現地を確認してきました。岡田町の - と - は圃場整備してあって、1枚の田んぼになっています。それと、あと と はそれぞれ1枚ずつ田んぼで、3枚田んぼあるんですが、きれいに耕作されています。  
以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長

ご意見がないようですので、集約をいたします。  
議案第241号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、242号、岡田でございますが、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

242号について説明させていただきます。

3月23日、現地確認させていただきました。場所的には、岡田町の住宅の隣がですね、続きなんですけれども、地籍が原ということになっておりまして、さんの自宅真ん前の畑でございまして、3枚ともきれいに耕作されていまして、パセリの出荷、それからタマネギの出荷ということで、ハウス栽培をされているのを確認してきました。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長

ご意見がないようですので、集約をいたします。

議案第242号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[ 全員挙手 ]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、議案第243号 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件についてを上程をいたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。川村補佐。

川村局長補佐

それでは、議案書類11ページになります。

着座にて失礼いたします。

本件は、例年、年度末にまとめてご審議いただいている件でございます。別段面積の設定ということで、本年度は4件提案させていただきます。

4件とも相続あるいは引っ越し等により、圃場から離れたところに住んでいるといった状況でして、今後、耕作放棄等々の懸念がされるということから、本人から申出があったものでございます。

場所なんです、1番の新村 - 、登記地目、田、780平米なんです、から北へ150メートルほど行ったところになります。

続きまして、2番、原 - 、登記地目、畑、73平米ですが、の の - 、にあるところなんですけれども、ここから南へ250メートルほど来たところになります。

3番、波田 - 、畑、361平米ですが、波田の - 、ここから北へ150メートルほど行ったところになります。

続きまして、最後、4番、波田の - 、畑、294平米、

から南東へ100メートルほど行ったところになります。

4件とも事前に地元の農業委員さんのほうに確認をさせていただいて、問題ない旨のご署名をいただいております。

なお、参考までにですが、1番から3番までは、既に並行して隣接者の人とマッチングが進んでおりまして、4番につきましては、空き家住宅に付随させるということで、松本市の空き家バンク等々の兼ね合いも含めて進めているところであります。

以上4件になります。よろしくお願いたします。

議長 それでは、ただいまの説明につきまして質問、意見ありましたら、お願いたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第243号について、原案のとおり対象農地を設定することに賛成の農業委員皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することと決定をいたします。  
続きまして、報告事項に入ります。  
事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
ページめくっていただきまして、12ページから18ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、55件、19ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、1件、20ページから22ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、33件、23ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、24ページと25ページ、農地法第5条の規定による届出の件、13件、26ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。  
以上になります。よろしくお願いたします。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思います。  
続きまして、報告事項キ、令和2年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件を議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
大島主事。

大島主事 それでは、議案書27、28ページをご覧ください。  
こちらは、本年度の違反転用への適正な対応に係る実施報告の件になっております。  
今年度、6月、7月頃、皆さんにブロック会議で現地確認等々お願いして以来、その後の農地パトロールや各関係への調査などをしていただいた結果を記載しております。  
去年より筆数だとか合計面積だとか、若干増えてはおるんですけども、こちらについては、新規の違反転用地の確認というものがほとんどになっております。  
引き続き皆様方には、地区の農地の違反転用地の是正及び違反転用地になりやすい箇所の早期発見などお願いしたいと思います。  
以上になります。

議長 ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 意見がないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思います。  
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、暫時休憩といたします。  
時間押しているものですから、すみませんが5分ということで、40分をお願いしたいと思います。

( 休 憩 )

議長 議事を再開をいたします。  
その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。  
報告事項アは、既に終わりましたので、イの令和2年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてから進めてまいります。  
農政課から説明をお願いいたします。  
羽入田主任。

羽入田（農政課） お世話になっております。農政課の羽入田です。  
着座にて失礼いたします。  
資料の29ページをご覧ください。  
令和2年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。  
まず、制度の概要についてですが、農業経営基盤強化促進法並びに同法施行規則に基づき、松本市長または長野県知事または農林水産大臣が認定するものです。  
次に、認定基準についてですが、経営改善計画に記載された目標が松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らして適切であること等とされており、所得目標の数値は資料の表のとおりです。  
今回松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規、個人5件、再認定、個人11件、共同1件、組織1件の計13件、変更、共同1件、全19件について、全件承認されたことをご報告いたします。  
次に、令和2年度に長野県知事が認定したものは、資料31ページから33ページの一覧のとおりで、個人29件、組織9件、共同7件、計45件です。表中、3月末見込みのものについても、3月22日に認定されたことをご報告いたします。  
最後に、令和2年度に農林水産省経営局長が認定したものは、資料33ページのとおり、1件です。  
以上により、今年度は新規34件、再認定88件、変更3件、計125件の認定となりました。  
来年度以降も引き続き認定制度についてご協力いただきますようお願いいたします。  
以上です。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
推進委員の皆様も含めて発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 意見がないようですので、ただいまの説明のとおりでありますので、どうかご承知おきをいただきたいと思います。  
続きまして、報告事項ウ、令和2年度家族経営協定締結についてを議題といたします。  
農政課から説明をお願いいたします。  
羽入田主任。

羽入田（農政課） 引き続き令和2年度家族経営協定の締結状況についてご報告いたします。  
着座にて失礼いたします。  
資料の34ページをご覧ください。  
令和2年度家族経営協定締結者は、資料表にあるとおり7組です。このう

ち新規締結は4組、再締結は3組でした。

これにより、松本市の家族経営協定締結数は234組となりました。

合同調印式についてですが、新型コロナウイルス感染症の状況で集まりを控えるということもあり、締結するご家族のご都合に合わせ、県職員立会いの下での個別調印に変更いたしました。

今後ご家族ごとの状況に合わせた状況で進めてまいりたいと思いますので、ご了承ください。

最後に、今後の推進についてですが、引き続き後継者がいるご家族、配偶者が就農したご家族などを対象に推進をお願いいたします。希望者が出た場合は、農政課担い手担当までご連絡をお願いいたします。

また、今年度は青木農業委員さん、河西農業委員さんに自らご締結いただき、ありがとうございました。

ほかにも締結されていない方がいらっしゃれば、締結を積極的にご検討いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

報告事項は以上です。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 ないようです。  
本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。  
家族協定の推進に向け、委員の皆様からの協力のほどよろしくお願い申し上げます。  
続きまして、報告事項工、松本市人・農地プラン実質化の取組結果についてを議題といたします。  
農政課から説明をお願いいたします。  
東山係長。

東山（農政課） 農政課担い手担当の東山と申します。よろしくお願い申し上げます。  
着座にてご報告いたします。  
資料36ページをご覧ください。  
松本市人・農地プラン実質化の取組結果についてご報告いたします。  
松本市人・農地プラン検討会において、13地区の実質化された人・農地プランプランが承認され、プラン策定19地区の全てが実質化されましたので、報告するものです。  
実質化の取組みを行った地区ですが、島内、中山、新村、和田、寿・内田、岡田、入山辺、里山辺、本郷、四賀、奈川、梓川、波田の13地区となります。  
経過ですが、今年度ですけれども、10月から実質化を進める各地区の農

業再生協議会において、アンケート結果及び地図を基にした話し合いを実施、将来方針を作成しました。農業委員の皆様にはご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

今年の令和3年2月に松本市人・農地プラン検討会において全てのプランが審査、承認されましたので、これで全てのプランが実質化されたこととなりました。

実質化された人・農地プランですけれども、松本市公式ホームページ上で公表をしております。

次ページ以降に概要がございますけれども、詳しくはそちらをご覧くださいければと思います。

今後の予定ですけれども、実質化された人・農地プランを基に、その実現に向けた取組みに対するフォローアップ等を実施していきたいと考えております。

実質化された人・農地プランは、各地区農業再生協議会において定期的な見直しが必要となってきますので、また引き続き農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様にはご協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

報告は以上です。

議長 　　ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 　　ないようです。  
本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
今後は、実質化した人・農地プランをそれぞれの地区がうまく動かしていけるよう、委員の皆様それぞれの立場でご尽力をお願いいたします。  
続きまして、報告事項オ、令和2年度農業者年金加入推進結果についてを議題といたします。  
事務局から説明をお願いいたします。  
増澤事務員。

増澤事務員 　　農業者年金加入推進結果についてご報告をさせていただきます。  
着座にて失礼いたします。  
41ページをご覧ください。  
10月の定例総会でお願いをさせていただきました農業者年金加入推進強化期間における活動の結果と今年度の加入推進結果についてご報告をさせていただきます。  
結果ですけれども、2番の結果表の中ほどに令和2年度加入者という欄がございます。今年度は39歳までの加入者の方が4名、59歳までの方が

3名、合計7名の方が新規に加入していただきました。

平成30年から令和2年までの3年間で、本市では26名を目標としておりましたので、3年間トータルで27名ということで、3年間の目標も達成することができました。

3番目の加入の動機になりますが、家族からの勧めで入られた方が今年度は一番多く、3名いらっしゃいまして、そのほか、農業委員さん・推進委員さんからの勧めによる方、JAの役職員の方の個別訪問以外でのお勧めの方、ご自身で判断をされて入られた方がいらっしゃいました。

最後に、加入活動推進報償費についてですけれども、今年度活動記録簿を7名の委員さん、推進委員さんにご提出をいただきましたので、7名の委員さん方については、3月分の報酬に合わせて報償費をお支払いをさせていただきます。

報告は以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 　　ないようです。  
本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきを  
いただきたいと思います。

おかげさまで3か年運動の最終年度も順調に加入を伸ばしていただきました。  
ご承知のとおり、この年金制度は農業者に大変有利な設計となっておりますので、  
今後引き続きまして推進に努めていただきたいと思います。  
よろしくをお願いします。

次に、報告事項カ、令和3年度松本市農業委員会関係予算についてを議題  
と……

板花局長補佐 　　その他を先に……

議長 　　審議の関係で、その他を先にやらせていただきます。

板花局長補佐 　　それでは、45ページご覧いただきたいと思います。

今月、3月の内容でございますが、3月17日水曜日ですが、一般社団法人松本農業開発センター解散総会がございました。会員数が49、出席17、委任状32という中で、満場一致で解散が承認されてございます。清算人は松本農業開発センターの横内理事長ということで選任されまして、夏頃をめどに清算手続に入るということでございます。ご報告させていただきます。

そして、本日、時間押してきているわけでございますが、総会の後、情報・研修委員会を予定してございますので、委員の皆様は農業委員会室の

ほうに移動になりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、46ページでございます。

当面の予定ということで、4月の日程をご確認ください。

4月19日でございますが、松塩筑安曇農業委員会協議会の定期総会がございます。協議会代議員8人ということでございまして、うちの役員3人にブロック長の皆さん4人、それから団体推薦委員の代表ということで、三村委員、本日欠席でございますが、8名の方はご予約をお願いします。

4月21日でございますが、農地転用現地調査、担当は河野委員と濱委員になりますので、ご予約をお願いいたします。

最後、4月28日、4月の総会でございますが、年度の最初でございますので、年次計画等も含めまして、推進委員の皆様にもご出席いただいて、拡大委員総会として開催いたします。

懇親会については、変異株ウイルスが拡大傾向にあったり、第4波の兆候があるというような中で、中止という方向でお願いいたします。

以上、予定の関係でございました。

議長

それじゃ、農業委員会の予算の関係について、高橋主査、お願いします。

高橋主査

それでは、すみません。資料の42ページをご覧ください。

農業委員会に関わる予算についてですが、歳入は前年度実績などに基づく数字となっておりますので、ここでは歳出を中心に、昨年と比べて増減が大きいものについて説明いたします。

まず、歳出、1つ目の白丸、人件費2,846万円、前年度比23万円の減ですが、こちらは現在、農業委員が1名欠員となっていることによるものです。

次の白丸、次のページになります。農業委員活動費は前年度比92万円の減で、258万円となっております。これは、昨年、新型コロナウイルスの影響で、残念ながら中止といたしました1泊2日の視察研修を日帰り研修としたことによる減が主なもので、関係予算としては、費用弁償が86万円の減、普通旅費が3万円の減、バスの借上料が38万円の減となっております。

この視察研修については、今後もコロナ禍による影響が不透明であること、また今年は農業委員の改選ということもあり、8月以降新たに委員会を立ち上げて研修計画を検討するには、スケジュール的にもなかなか厳しいことなどから、来年度の視察研修については規模を縮小させていただくこととなりました。ぜひご理解いただきますようお願いいたします。

また、農業委員活動費の中ほどの黒ポツ、消耗品費57万円、33万円の増ですが、これは8月の農業委員、農地利用最適化推進委員の改選に伴って、新委員へのバッジ等の備品、必要物品などを購入するため増額しております。

続きまして、次のページの白丸、農地銀行活動促進事業費ですが、こちらは160万円、前年度比98万円の減となります。

この内容ですが、上から3つ目の黒ポツ、農地流動化推進事業183万円の減でございます。これは農地銀行活動促進事業の見直しと農地情報公開システムフェーズ2へのデータ移行が完了したことによる減です。

最後に一番下の黒ポツですが、新規事業になります。地図データ更新85万円です。これは4月から本格運用が始まります農地情報公開システムの地図情報を公開するための経費となっております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、質疑を行います。  
発言のある委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 　　意見がないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知を  
いただきたいと思います。  
その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願い  
いたします。

[ 質問、意見なし ]

議長 　　ないようです。  
最後に、ここで……、板花補佐。

板花局長補佐 　　今日は7人の推進委員の方、ご出席されておりますけれども、出席されて  
ない農業委員、推進委員さんの資料はそれぞれの地区でお持ち帰りいた  
だきまして、おつなぎいただきますようによくお願いいたします。  
農地法関係の原本書類につきましては、机の上にそのまま置いてお帰  
りいただきたいと思っております。  
事務連絡は以上です。

議長 　　以上で本日の案件は全て終了いたしました。  
円滑な議事進行に協力いただきましたこと、ありがとうございました……、  
すみません、慌てて。  
最後に、今年度の事務局から人事異動の内示の報告をお願いいたします。

山田局長 　　ここで4月1日付で発令される農業委員会事務局の人事異動内示につ  
きましてご報告させていただきます。  
まず、転出、転入の関係です。  
私の後任の局長ですが、教育政策課から小林伸一課長が着任します。  
次に、中野雅年主査ですが、福祉政策課係長、塩尻市広丘郷原にあります  
松塩筑木耆老人福祉施設組合への派遣として転出することになりました。

後任には生活保護課から上原信一郎主査が着任します。

最後に、大島のぞみ主事ですが、商工課の主事として転出します。後任には新規採用職員が配属されます。

ここで転出する職員から順番にご挨拶を申し上げます。

中野主査

中野です。農業委員会事務局のほうに異動して4年たちました。最初の1年目はちょうど委員さんの改選の年と重なりまして、よくわからない中でいろいろ事務仕事をやらせていただきまして、そのときは大変ご迷惑をおかけしました。今、やっと農業委員会事務局の関係について、事務をスムーズにできるようになったところで今回の辞令がありまして、後任の上原主査についても、農業委員会事務局に今まで関わったことがない方ですので、農地パトロールの地図の作成等に手間取る部分もあるかと思えますけれども、その辺は、委員さんたちにご了承をいただきまして、優しい目で今後の成長を見ていただければと思います。

この4年間大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

大島主事

昨年度新規採用ということで採用していただいて、こちらのほうに配属になりまして、2年間皆様には大変お世話になりました。

至らぬ点やご迷惑をおかけした点がたくさんあったかと思うんですけども、充実した時間を過ごさせていただいたなと思っております。

来年度4月から、私は商工課のほうに異動になるんですけども、産業振興部の中の課ということで、皆様とまたご一緒できる機会あるかと思しますので、その際は何とぞよろしく願いいたします。

2年間、本当にありがとうございました。（拍手）

山田局長

続きまして、昇任する職員について報告します。

川村局長補佐が主査から主幹に昇任します。

高橋主査が農地振興担当係長に昇任します。

藤井主事が主任に昇任します。

以上、4月1日付人事異動の内示について報告いたしました。

議長

皆さん本当にありがとうございました。また次のところへ行っても頑張っていたきたいと思えます。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力、ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

